

○警察運営検討委員会の設置に関する訓令

昭和61年3月8日
県警察本部訓令第3号

警察運営検討委員会の設置に関する訓令を次のように定める。

警察運営検討委員会の設置に関する訓令

（設置）

第1条 警察本部に、警察運営検討委員会（第9条を除き、以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の任務）

第2条 委員会は、警察行政を適正かつ合理的に運営するため、警察行政の諸問題について調査、検討等を行うことを任務とする。

（委員会の構成）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は警務部長を充て、委員は各部の首席参事官及び次の各号に掲げる者を充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 警務課長
- (3) 会計課長
- (4) 監察課長
- (5) 生活安全企画課長
- (6) 地域課長
- (7) 刑事企画課長
- (8) 交通企画課長
- (9) 警備企画課長
- (10) 関東管区警察局長野県情報通信部通信庶務課長

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

3 委員長は、適宜、会議の状況を警察本部長に報告しなければならない。

（決裁の特例）

第5条 委員会において審議された事項については、委員会における決定をもって、関係する所属長の決裁に代えることとする。

（幹事会）

第6条 委員会の下部機構として幹事会を置き、委員長の指定した事項について、調査、検討等を行う。

2 幹事会は、会長及び会員をもって構成する。

3 会長は警務課長を充て、会員は次の各号に掲げる者を充てる。

- (1) 総務課次長
- (2) 警務課理事官
- (3) 会計課次長
- (4) 生活安全企画課理事官
- (5) 地域課理事官
- (6) 刑事企画課理事官
- (7) 交通企画課理事官
- (8) 警備企画課理事官

4 第4条の規定は、幹事会の会議について準用する。

(専門部会)

第7条 委員長は、特定事項について調査させるため、幹事会の下に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成等は、委員長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、警務課において行うものとする。

(他の委員会等との関係)

第9条 別表の左欄の訓令又は例規の規定に基づき設置される同表の中欄の委員会等の任務に係る事項のうち、第2条の任務に係るものについては、それぞれの訓令又は例規の規定にかかわらず、警察運営検討委員会において調査、検討等を行うことができる。

2 前項の規定により調査、検討等を行う場合の警察運営検討委員会の委員は、第3条第2項各号及びそれぞれ同表の右欄に定める者とする。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、昭和61年3月8日から施行する。

附 則 (昭和61年3月14日県警察本部訓令第4号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和61年3月18日から施行する。

附 則 (昭和63年3月1日県警察本部訓令第1号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則 (平成4年7月16日県警察本部訓令第10号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月14日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成6年3月17日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成6年12月15日県警察本部訓令第24号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月19日県警察本部訓令第8号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年3月22日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成13年12月21日県警察本部訓令第22号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月11日県警察本部訓令第4号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年3月13日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成14年8月28日県警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日県警察本部訓令第9号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日県警察本部訓令第10号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月13日県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成16年9月13日から施行する。

附 則（平成16年11月15日県警察本部訓令第12号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成16年11月15日から施行する。

附 則（平成17年3月29日県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日県警察本部訓令第5号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日県警察本部訓令第3号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成18年12月25日県警察本部訓令第15号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日県警察本部訓令第2号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年3月26日から施行する。

附 則（平成19年3月19日県警察本部訓令第4号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日県警察本部訓令第5号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日県警察本部訓令第2号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月26日県警察本部訓令第5号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月4日県警察本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月18日県警察本部訓令第3号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日県警察本部訓令第5号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月11日県警察本部訓令第4号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月19日県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成23年12月19日から施行する。

附 則（平成24年3月30日県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日県警察本部訓令第2号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年10月9日県警察本部訓令第8号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年11月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月14日県警察本部訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年2月27日県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月27日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月16日県警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成29年3月21日から施行する。

附 則 (平成29年8月2日県警察本部訓令第16号)

この訓令は、平成29年8月2日から施行する。

附 則 (平成29年11月14日県警察本部訓令第24号)

この訓令は、平成29年11月14日から施行する。

附 則 (令和元年5月14日県警察本部訓令第1号)

この訓令は、令和元年5月14日から施行する。

附 則 (令和元年10月18日県警察本部訓令第6号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和元年10月18日から施行する。

附 則 (令和2年3月5日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年3月19日から施行する。

附 則 (令和5年2月27日県警察本部訓令第4号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月10日県警察本部訓令第4号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年3月19日から施行する。

附 則 (令和8年3月9日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年3月25日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日県警察本部訓令第8号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (略)